

マックス・ヴェーバー都市論の再検討

——なぜ社会学者はこの研究を不当に無視してきたか——

小 笠 原 眞

I. はじめに——問題意識の所在——

19世紀後半から20世紀初頭のドイツでこの世の生を営んだマックス・ヴェーバー (Max Weber, 1864–1920) が、自らの畢生の学問的課題としたものこそ、「なぜ近代資本主義は近代ヨーロッパにのみ成立したのか」という疑問を解くことにあったことは、ここで改めて指摘するまでもない。そして、近代資本主義的企業形態を醸成した「精神」——つまり彼のいう「資本主義の精神」(Geist der Kapitalismus)——の本質を、プロテスタンティズムとりわけカルヴィニズムとピューリタニズムの職業倫理に求めて、それを正面から論考した論文こそ、単一論文としては最も科学的論争を呼んだ「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の《精神》」(Die protestantische Ethik und der „Geist“ des Kapitalismus, 1904–05, 以下「倫理」論文＝「原」論文と記す)であり、しかもこの論文を中心として『宗教社会学論集』(*Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, 3Bde., 1920–21)に含まれる諸論文については、社会学者達も夥しい数の論文や著書を書いてきたことは紛れのない事実である⁽¹⁾。

ところが、本小稿で私が取り上げようとするヴェーバーの都市論——取り敢えずここでは次の二篇を専ら研究対象とする。すなわち、第一篇は彼の死後にあらわれた雄篇「都市——一つの社会学的研究——」(Die Stadt: Eine soziologische Untersuchung)であって、これはまず『社会科学および社会政策年報』(*Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 47, 1921)に掲載され、後に彼の遺著『経済と社会——理解社会学概説——』(*Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie*)の第9章第7節「都市の類型学」(Typologie der Städte)と改題されて組み込まれたものである。とはいえ、原書で88頁にも及ぶ長篇の主論文である。これに対して副論文ともいえる第2篇は、ヴェーバーが1919年から翌20年にかけて行なった講義内容を、彼の没後門下生によって『経済史』(*Wirtschaftsgeschichte*)という書名で公刊されたが、その第4章第7節「市民」(Das Bürgertum)であって、原書で20頁の短篇のものである——は、以下に具体的に考察するように、彼の学説の「主要な環」をなすにも拘わらず、また、歴史学の分野では高く評価されているにも拘わらず、なぜか社会学の分野では例えばアメリ

カの社会学者ラインハルト・ベンディクスをしてその著『マックス・ヴェーバー』のなかで、「不当に無視され」てきたといわしめている程である⁽²⁾。しかも、このことは一人ベンディクスのみでなく、わが国の社会学者家坂和之も「マックス・ヴェーバーの『都市』——その再評価をめぐる問題」という論文で、一方で「日本の都市社会学者と称される人人によってヴェーバーの『都市』について積極的な発言がこころみられた例を、私は寡聞にして知らない」と言わしめるとともに、他方で歴史学の分野ではその都市論に高い評価を与える人々が多いなか、特に中世ヨーロッパ史家として命名ある増田四郎に着目し、「ヴェーバーの『都市』をたんにそれとして扱うのではなく、それをヴェーバーの全業績をつらぬくモチーフにひっかけ、中世都市こそかのプロテスタンティズムの経済倫理とともに、近代資本主義発生の重要な一面をなす市民意識誕生の、母胎をなすものであり、中世都市なくして近代市民社会の成立はありえなかったというヴェーバーの見地をあざやかに、かつ的確にえがきだすことに成功している」と彼（増田）を評価しているからである⁽³⁾。

それ故、当の増田四郎も「中世経済史家としてのマックス・ヴェーバー——『都市研究を中心に』——」という論文で、「中世都市の研究が彼の全体系との関連に於て、最も核心的なテーマであった事実を否定するわけにはゆかない。殊にかのプロテスタンティズムの倫理と並んで、その半面をなす社会的基盤としての『都市』が、西欧社会の特異性を醸しだす母胎であったとするならば、西欧都市の本質を解明することこそ、彼が抱き通した畢生の命題に直接参与することとなるわけである」⁽⁴⁾と主張してはばからない^(補註1)。

(補註1) 私の管見の範囲でも、歴史学の分野では、例えば西洋史家堀米庸三が「歴史家としてのマックス・ヴェーバー——西洋と東洋——」という論文で、「ヴェーバー自身の言葉を借りていえば、『特に自然の拘束を受けること多く、自然の諸力に依存する農民』（宗教社会学論集、第1巻、255頁）に比し、市民は『自然の拘束より著しく解放せられ、生活態度の実践的合理主義への傾向』（前掲同書、268頁）を強く帯びるものとして、市民生活の場たる都市こそは、本来合理主義誕生の地であるわけである」⁽⁵⁾と指摘する見解をはじめとして、同じく西洋史家鯖田豊之も、その著『ヨーロッパ封建都市——中世自由都市の成立と発展——』のなかで、「ヴェーバーはもともと『何ゆえに西ヨーロッパにおいてのみ資本主義が発達し得たか』の問題にとりくみ、利潤の追求自体を目的とする『資本主義精神』の形成が前提になるとの結論に達していた。……ヴェーバーはさらに一步すすめて、そのような資本主義精神を産み出すべき社会的基盤は中世都市における市民階級の育成によって準備された」⁽⁶⁾と主張する見解、そして都市史研究家田中豊治が『ヴェーバー都市論の射程』でその研究の有する意義を詳細に論じた箇所⁽⁷⁾等々、確かに枚挙にいとまがない。

そして、多くの歴史家達が市民階級育成の場所としての西洋の「中世都市」を評価するのも、ヴェーバー自身が主論文「都市の類型学」のなかで、「古典古代の都市の基礎の上には、近代資本主義も近代国家も成長しなかった。これに反して、中世における都

市の発展は、なるほど近代資本主義と近代国家とのための唯一決定的な前段階ではなかったし、いわんやこの両者の担い手であったわけではもちろんないが、しかし、やはり、この両者の成立のための最も決定的な一因子として、無視しえない重要性をもっている⁽⁸⁾（圏点執筆者）と指摘している特に圏点を付した後段の見解を、私をしていわしめれば余りにもストレートに受け容れたことが考えられよう。

ところが、第IV節でも詳述するように、ヴェーバーの都市論と『宗教社会学論集』所収の諸論文殊に「倫理」論文＝「改訂」論文との間には、単に分析視角の乖離のみならず、所論の間にも一定の混乱すら見られるので、そこを主として解明することによって、本稿の副題に掲げたなぜ社会学者がヴェーバーの都市論を不当に無視してきたかの理由を明らかにしてみたい。とはいえ、彼の都市論はドイツの社会経済史家カール・A. ウィットフォーゲルをして、「ブルジョワ的社会科学の内部で……最も大がかりに着手したという功績を収めている」反面、「我々に或る概念的な説明を与えて呉れる代りに、それは我々を唾然たる困惑の状態に突き入れて」しまう。それは「我々を巧みに迷宮の中に誘い込む」といわしめるほど⁽⁹⁾、難解な所説が展開されていることを、予め念頭に置かねばならない。

II. ヴェーバー都市論の前提にある「都市」概念

マックス・ヴェーバーは主論文「都市の類型学」で都市論を展開するにあたって、まず「都市」(Stadt) の概念を検討することから始める。

すなわち、具体的には「都市」の定義は種々様々の仕方で試みる事が出来るとしながらも、まず第一に社会学的にみれば、都市とは密接に相接する住家が極めて広汎な連続的「聚落」(Ortschaft) を形成するために、住民相互の特殊な相識関係を欠いているような定住地・居住地を意味するのである⁽¹⁰⁾。つまり、この定義はアメリカのシカゴ学派の「人間生態学」(Human Ecology) が強調する都市の住居の密と、ドイツの社会学者フェルディナント・テンニースが指摘する大都市生活での人間関係のゲゼルシャフトの性格、という二つの社会学的意味で都市を捉えているといえよう。

次いで、第二に経済的意味でそれを定義するならば、都市とはその住民の圧倒的大部分が農業的ではなく、工業的または商業的な営利からの収入によって生活しているような定住地である。そして、その土地に定住している住民達が、彼らの日常的需要のなかの経済的にみて重要な部分を、その地の「市場」(Markt) で充足しており、しかもそのなかの著しい部分をその地に定住している住民や直接の周辺地の住民達が生産し、あるいは他の方法で取得した生産物によってまかなっている場所である⁽¹¹⁾。すなわち、「市場定住地」(Marktansiedlung) ということが都市の経済的定義にとって不可欠な条件であるとともに、この「市場」が近代市民社会の合理化過程に対する意義と役割とにいかん重要であるかは『経済と社会』の到る所でヴェーバーが強調するところでもある。

ところで、このような経済的意味での都市は生業の機会と市場の成立という二つの観点から種々の類型に分けられる。その二つの大きな型が「消費者都市」(Konsumentenstadt)と「生産者都市」(Produzentenstadt)であり、しかも、前者をその消費資金の源泉に関わらしめて、「領主都市」、「官吏都市」、「恩給者都市」等に細分され、また、後者も「工業都市」と「商業都市」、あるいは「近代型」、「中世型」、「古代型」、「アジア型」等に小区分される。しかも、その際彼は「経験的な諸都市が殆どすべて混合類型を示しており、したがって各都市のそれぞれの場合に優越的な経済的要素を基準として分類されるにすぎない」ことも付記する⁽¹²⁾。

そして、第三に都市はさらに多くの概念とりわけ政治的・行政的概念によって規定され得るし、また規定されねばならない点をヴェーバーは主張する。すなわち、都市の政治的・行政的概念はその経済的概念とは截然と区別されねばならないのである。何となれば、経済的意味においては都市と呼ばない聚落も行政的には都市として通用していたことが決して少なくないからである。そして、都市を農村から行政的に区別する特徴は土地所有制度と課税原理の上の差異にみられるが、とりわけ都市が古代にせよ中世にせよ、またヨーロッパの内外を問わず、特殊の「要塞」(Festung)であり、「衛戍地」(Garnisonort)であったという事実である。もっとも、過去のあらゆる世界にこのような現象が見られたわけではなく、また、都市が唯一の最古の要塞であったわけではない。けれども、都市のこの標識がわれわれにとって重要視されるのは、その語源的意味において「市民」(Bürger)という言葉が「城郭」(Burg)から出ていること、またイギリスの戸邑とゆうを意味する〈borough〉が元来「城塞」(burgh)の意味をもっていたことから明らかである。そして、この「市民」と呼ばれる範囲の人びとの政治上・法上の地位、さらに彼らの土地および家屋所有上の法的性質といった所謂「市民身分」(Bürgerstand)は、城塞の維持および警備の義務、あるいはその他城塞における軍事上の諸奉仕義務と結びついていたのである。それ故、市民と呼ばれる人びとは都市の防衛に参加する限りにおいてのみ、初めて都市の成員になり得ることを示唆する⁽¹³⁾。

以上のように社会学的、経済的、そして政治的・行政的な都市概念を検討した上で、さらにヴェーバーが都市概念を考察するために提起する今一つの重要な標識として、特に「政治共同態」たる「都市ゲマインデ」(Stadtgemeinde)がある点も私達は決して見落としてはならない。すなわち、彼によると「都市ゲマインデ」の条件は「少なくとも、比較的強度の工業的・商業的性格をもった定住地」であり、加えて、「(1)防禦施設(Befestigung)をもつこと、(2)市場をもつこと、(3)自分自身の裁判所をもち、かつ——少なくとも部分的には——自分自身の法をもつこと、(4)団体(Verband)の性格をもつこと、またこのことと関連して、(5)少なくとも部分的な自律性(Autonomie)と自首性(Autokephalie)とをもっていること、すなわち、市民自身が何らかの仕方ですべてその任命に参加するとき官庁による行政をもっていること、これらの諸標識があてはまらなくて

はならない⁽¹⁴⁾。

もちろん、このような「理念型」(Idealtypus)としての都市は「西洋中世の諸都市といえども、その一部のみが真の『都市ゲマインデ』であったにすぎないし、いわんや18世紀の都市となると、その中のきわめて僅かのもが真の『都市ゲマインデ』であったにすぎない」のである。ところがアジアの諸都市は「およそ全く都市ゲマインデでなかったか、あるいは萌芽的な形でそうであったにすぎない」のである。要するに、ヴェーバーにあっては中国の「氏族」(Sippe)とかインドの「カースト」(Kaste)といった原生的自然的な「人的共同態」に固有な「呪術的閉鎖性」ないし「呪術的制限」の克服ないし払拭が、西洋の「都市ゲマインデ」の成立を可能にした「究極的根拠」であるとしている⁽¹⁵⁾。しかも、その際ヴェーバーの念頭に予想された最大の疑問として、第I節にすでに登場した増田四郎は別の論文「マックス・ウェーバーの都市研究」で次のような点を指摘する。曰く、近世「市民社会」の誕生との関連において、何故西欧都市のみが自治的行政をもつ「都市ゲマインデ」として発達し、「市民階級」(Bürgerstand)の意識的めざめを伴い得たのであろうかという問題である。換言すれば、市民により自治的に運営される「自由」な都市なればこそ、そこに「公共的世界」をみずからの奉仕の対象と仰ぐ自主的な生活感情や自律的な規範意識が育成されるのであり、この訓練を経ることなくしては、健全な「市民道徳」も「市民社会」も、所詮成り立ち得ないというのが、その行論の言外にもらされた大体の見透しである⁽¹⁶⁾、と。

III. ヴェーバーによる都市類型論の展開

さて、『経済と社会』のなかの「都市の類型学」(Typologie der Städte)というタイトルが暗に示唆するように、ヴェーバー都市論の具体的な内容は都市の類型学的考察を試みるなかに示される。そこでは、都市が前節で示したゲマインデ構造を持つか否か、別言すれば「ゲマインデ都市」か「非ゲマインデ都市」か、つまりそれによってまず西洋の都市と非西洋（主としてアジア、オリエント）の都市の性格が区別され、次いで、都市のゲマインデ構造の違いによって、西洋内部における都市の類別が二段階つまり第一段階として「古典古代都市」と「中世都市」、第二段階として「中世南欧都市」と「中世北欧都市」の順で試みられる。

そこで、まず都市がゲマインデ構造を持つか否か、別言すれば、西洋と非西洋の都市の差異を決定づけるものとして、ヴェーバーは「兄弟盟約」(Verbrüderung)を抽出している。つまり、西洋の都市には「兄弟盟約」が存在するが、その兄弟盟約関係の基本的性格としては「目的契約」(Zweckkontrakt)に対する「身分契約」(Statuskontrakt)であって、前者は典型的には市場における財産の取引に現われるけれども、後者は政治的・行政的団体に見られるものである。したがって、西洋都市における兄弟盟約的な関係が成立するプロセスを見てみると、例えば、古代ローマの都市形成の場合に、集住し

た土着民と異部族民との典礼的な兄弟結集の行事のなかにも見出すことが出来るが、それらはどこまでも氏族や部族的な結合を基礎とする宗教的な集団状況の下にあった。ところが、それに対する西洋の中世都市では、「市民は、少なくとも都市が新しく創建される場合には、個々人として市民団に入ったのである。彼は、個々人として市民宣誓を行なった。ジッペや部族ではなくて都市という地域団体に所属しているということが、彼に対して、市民としての人格上の法的地位を保障したのである」⁽¹⁷⁾。つまり、ここで私達が注目しなければならない点は、中世西洋都市が地縁的な性質を強め、古い排他的な氏族や部族の絆を断ち切って、市民自身としてのより開放された盟約関係や市民達の参加様式が、個人の誓約関係といったものを実現させたことである。したがって、そのような意味において誓約団体は都市という公共的な形成物の結合契機を固める先駆的形態として重要な役割を果たした点と、併せて「キリスト教は、ジッペの絆を解体するという性質をもち、この性質の故に、中世都市の形成について基本的に重要な役割を営んだ」⁽¹⁸⁾点とをヴェーバーは強調する。

だが反対に、非西洋の都市ではこの「兄弟盟約」が発生しなかった障害要因に、彼は『経済史』の「市民」では、以下の二点を挙げ、さらに西洋都市との対比において次のような説明を加える。すなわち、第1点は「軍制」(Wehrverfassung)の問題であって、エジプト、近東、インド、中国などの非西洋の都市では、国王や王侯が治水上の必要から官僚と軍隊とを自己の負担で抱え、全権を握って隷属させたのに反して、西洋の都市では「武装自弁の原則」(Grundsatz der Selbstrüstung)に基づき、まず防衛団体を形成したのであった。また、第2点は「呪術」(Magie)の問題であって、つまり、西洋以外では極端な例をインドのカースト制にみるように、呪術的制限が加えられていて、一つの祭祀を共にする団体を形成しようような基盤を欠いていたのに対して、西欧では「司祭就任資格の無制限」(Priesterfreiheit)の原則が広くみられたために、宗教的な兄弟の契りが結ばれやすかったし、特に古代キリスト教がこの点で果たした役割をヴェーバーは高く評価する⁽¹⁹⁾。

次いで、ヴェーバーは『経済と社会』の「都市の類型学」にあって、非西洋の都市から上述のように区別した西洋の都市をさらにまずギリシアやローマの「古典古代都市」と「中世都市」との間には類似よりもむしろ著しい差異のあったことに着目する。すなわち、古典古代都市例えばギリシアの都市国家つまりポリス(Polis)を構成する原理は、氏族であったので、これらの氏族が連合して都市を構成するに至った。それ故に、氏族に所属しないものはその都市の住民ではあっても決して市民ではなかったのである。また、氏族はそれぞれ固有の神と礼拝儀礼をもっていたので、ポリスも排他的性格の強い「祭祀団体」(Kultverband)としての都市でもあった。だが、ここで注目すべきはこの氏族団体が同時に軍事的団体でもあったということである。つまり、古代ギリシアにおける「重装歩兵」(Hopliten)は当時の都市の氏族が構成する戦士であって、まさ

に古典古代都市は軍事的・宗教的構成体であり、しかも、市民としての資格は何よりもまず戦士たることにおかれていたのである。そして、このように戦士たることに市民資格を求めた最大の理由として、当時のギリシアのポリスが一つの陣地であり、それも半恒久的な戦場であったことに起因する一つの軍事基地であったことが挙げられよう。要するに、「古典古代においては、ポリスはその繁栄期においては、軍事技術的に見て最高の軍事団体としての性格を維持していた。古典古代の市民は、政治人（home politicus）であった」⁽²⁰⁾とヴェーバーが解するところである。

これに対して、中世都市を構成する原理はさきの古典古代都市の氏族の連合にとってかわって個人の市民の連合となった点と、古典古代都市が性格的には「門閥都市」（Geschlechterstadt）であり、その中心的課題が氏族連合を基礎とした宗教的・軍事的統合にあったのに対して、中世都市は市民達自から労働により、局地市場における必需品の交換と商業・手工業とにより生産の場として栄えたのであって、性格的には「平民都市」（Plebejerstadt）の特徴が強く現われた点、換言すれば、門閥支配から平民支配へと変質していく「民主化」の過程に私達は着目しなければならない。

そこで、まずこうした変化をもたらした前提として、ヴェーバー自身一方で「古典古代においては、重装歩兵軍とその訓練とが、したがって軍事的な関心が、ますます都市組織の中核点をなしていったのに反して、中世の市民特権は、その大部分が、市民の軍事義務を守備隊勤務に限定するというものをもって始まっている」⁽²¹⁾と語るとともに、他方で「中世において、都市市民は、商工業による平和的営利に対する関心を、経済的にますます強めていった。しかも、都市市民の中の下層の諸階層が最もそうであったのである。中世の都市市民の置かれた政治的状況は、彼らをして経済人（home oeconomicus）たるべき道を歩ませた」⁽²²⁾と主張するように、古典古代都市人はさきにも示したように「政治人」であったのに対して、中世都市人は「経済人」と呼び得ようになり、古典古代都市が半恒久的な戦場であって、いわゆる「戦士ツunft」（Kriegerzunft）に第一義的意味を有していたのに反して、中世都市は後に詳述するように、イタリアのポポロや北欧のツunftに代表される「職業団体」（Berufsverband）に第一義的意味がシフトしてきたことがある。

次いで、中世の都市の生成には二種のもの、すなわち、権力保有者が都市を新たに創設する場合と、既存の都市に都市団体たる特権を認可する場合とが考えられる。そして、前者の場合には、都市の創設は創設者たる権力保有者にとって何よりもまず経済的な事業なのであって、関税および類似の取引収入と租税とを自分のために期待するものであった。また後者の場合には、都市が権力保有者から特権を買取る形で都市の生成がみられる場合であり、その結果都市は封建的勢力の間にあっても、一応その平和的自主的地位を保つことになったのである⁽²³⁾。

要するに、こうして中世都市は特殊軍事的な勢力手段の担い手ではなく、市民もまた

「商工業の平和的営利に対する関心」をますます経済的に強めていったのである。

続いて、ヴェーバーは西洋古典古代都市から識別された西洋中世都市をさらに「南欧都市」と「北欧都市」との間に著しい相違のあることを認めて、「南欧では、騎士たちは大抵都市の内部に居住した。北欧では事情はまったく反対である。騎士たちは初めから都市外に居住を有するか、あるいはどしどし都市から駆逐されてしまった。北欧では、都市の特権の中で、王侯の家臣または騎士の長期の滞在を都市は拒絶できる、という規定があった」⁽²⁴⁾ことを指摘する。

そこで、今この点について敷衍すれば、中世にあって一定の外面的な騎士的生活様式はすぐれて身分形成的な作用を有していたので、この騎士的生活様式が騎馬試合参加資格やレーエン受封能力といったいわゆる都市行政を独占する名望家達、つまり「門閥」(Geschlechter)とか「貴族」(Adel)とかを生み出すこととなった。そして、すべての門閥に共通にみられたものは、ただ彼らの社会的権勢が土地所有と身分的エチケットとして蔑視された工業経営に決して由来しない収入とであった。すなわち、ヴェーバーにあっては門閥支配が展開された地域こそ、彼自身「中世都市自体の中においても、二つの類型が明瞭に区別される」と述べた後、その一つの類型、つまりそれは本質的には南ヨーロッパとりわけイタリアおよび南フランスの類型であって、「南ヨーロッパ諸都市の騎士的な都市貴族は、彼自身の都市外の城塞や農村所領を所有していた」⁽²⁵⁾と指摘するように、まさに「南欧都市」であった。

ここでは、彼らは都市に居住していることを利用して、海賊行為や貿易等によって獲得した利益を、今度は荘園領主的土地所有とか船舶所有、貿易融資、株式出資などに投資して利益を得るのであった。別言すれば、「レント」(Rente)とは定期的に入ってくる収入を総称する語である。それが地代であろうと、株式配当であろうと、資本利子であろうと、あるいはその他の収入であろうと問わない。ただし、俸給のように現実の労務を伴うごとき性格をもつものはレントではない。それ故「レント生活者」とは「不労所得者」の意味に解せよう。したがって、門閥とか名望家と云われる人びとはすぐれて「レント生活者」(Rentner)であったことを意味する⁽²⁶⁾。

しかも、ここで特に注目すべきは、彼ら有望家達はヴェーバーをして「ローマの官職貴族も大沿岸都市の中世の門閥も、平均的に見れば、歴史上の他のどの階級とも同じ程度に、『神聖な黄金欲』にとりつかれていたことはまちがいない。蔑視されたのは、営利欲ではなくて、合理的・経営的な・またかかる特殊の意味で市民的な・営利活動の形式、すなわち体系的な営利活動であった」⁽²⁷⁾と語らしめるように、時として法的にも禁止された企業者では決してなかった点である。

これに反して、中世においても工業的な内陸都市、とりわけ北ヨーロッパ大陸の諸都市は、それ自身が独立の政治的権力として存在したのではなく、諸王権の軍事組織・官職組織ならびに騎士的封臣達と向きあって存在しており、しかも、その存立は初発から

こうした封建的軍事団体に組織された政治的荘園領主的な権力者の「認可」に基づくものであった。しかも、時代が下るにつれて都市の建設は土地定着的な軍事団体の政治的軍事的利益のためではなく、すぐれて経済的利益によるものとなっていった。ところが、南方に比べて著しいこうした非軍事性・非政治性にも拘らず、北方都市がある時期にともかくも多かれ少なかれ自主性を獲得した「唯一の一般的な決定要因」は一体何であったろうか。ヴェーバーによれば、それは都市外的な権力保有者が訓練された官吏装置をもたなかったために、都市特有の諸問題の管理を都市の自律に委ねる以外、都市の経済的発展によせる彼らの利害関心を満足させる術がなかったことによるものであった⁽²⁸⁾。

また、イギリスの都市に関しても、ヴェーバーは「まだかつて都市国家を形成せず、……イギリスの都市は軍事的権力を持つこともなければ、その意志もなかった。その自立性は、都市が国王から租税徴収を請負っていたことに因由している」と解した上で、さらにこのような「イギリスの都市の特殊の地位は何から説明されるか」と自問し、自答として第一に、イギリスにおける国家権力が著しく集権的となっていたという事情、第二に、13世紀以降イギリスの地方自治団体が国会に参加し、騎士が国王に抗して何らかの画策を試みようとしても、騎士が金銭上地方自治体に依存せざるを得なかったことに起因する点を用意する⁽²⁹⁾。要するに、イギリスの諸都市では、南欧都市のように騎士門閥層が未発達であったことも手伝って、結局、平和的経済的指向の著しい、いわゆる「平民」(Plebejer)と呼ばれる階層が指導的役割を果たることになったのである。

ところで、ここでヴェーバーをして「一般的範疇を用いていえば、ツunft革命は中世ヨーロッパでは貴族都市から平民都市への移行を意味した」といわしめるように、門閥＝貴族支配からツunft支配へと革命的な変革を挑んだ歴史上の闘争、例えばイタリアのポポロ (popolo)、北欧特に北ドイツのツunft (Zunft)、さらにはイギリスやフランスのギルド (Gilde) 等に眼を向けてみたい。それというのも、「ツunft革命」とか「ギルド闘争」とかいわれるものは、いわゆる平民の市参事会への参加をめぐる闘争であって、それが実現した時市政はまさに民主化されたという意味を有するからであり⁽³⁰⁾、また、中世における平民都市の発展こそは、近代資本主義と近代国家の直接の「担い手」ではなかったとはいえ、やはりこの両者の成立のための「最も決定的な一因子」として無視しえない重要性をもっているからである。

さて、門閥や貴族に対する平民としてのイタリアのポポロおよびドイツのツunftは、経済的には種々の分子をもって構成されていたが、わけでもそのなかにあって重要なのは一方では企業者であり他方では手工業者であった。そして、騎士的諸門閥に対する闘争にあって指導的役割を演じたのは、最初の間はまったく企業者であった。つまり、彼らこそ門閥に対抗して諸ツunftを作り上げ、その財政をまかなったからである。勿論他方で手工業者のツunftも闘争に必要な大衆を提供したのである⁽³¹⁾。

しかも、ここで特に私達が注目すべきは、イタリアのポポロは単なる経済的概念でなく、一つの政治的概念でもあった点である。すなわち、それはコムーネ（＝都市自治体）の内部でそれ自身の官吏・財政・軍事組織を備えた一つの政治的な特殊ゲマインデ、別言すればまさに「国家内の国家」（ein Staat im Staat）ともいうべきものであった。したがって、ポポロは最初の完全に意識的かつ非正當的に組織された革命的な政治団体であった。もっとも、このような性格を完全に備えたものはイタリアのポポロのみであったが、しかしドイツのツンフト都市も程度の差こそあれ同様の性格を備えていたのである⁽³²⁾。なお、ポポロには門閥闘争にあってさきの企業者と手工業のほかにも、公証人や裁判官らの法律家、医師や薬剤師らの専門的職業者も、ツンフトに組織された指導的メンバーであって、あたかもフランスの「第三身分」（tiers état）のなかの弁護士や法律家達と同様の役割を演じたのである。

もっとも、ここでポポロ自体決して一枚岩ではなく、内部分裂のあったことにも一言付言しておきたい。それは上層ツンフトに対する下層ツンフトの権利主張に伴う暴動のことである。すなわち、経済史上大学教育を受けた者達や資本を所有する者達のようないわゆる上層階層たる「ポポロ・グラッソ」（popolo grasso）に対する手工業者を中心とした下層階層の「ポポロ・ミヌート」（popolo minuto）の勝利と呼ばれるのがそれであって、具体的には1378年に中部イタリアのペルージャで起った小市民達の暴動は、まさに「ポポロ・グラッソ」を市政より完全に追放したケースである⁽³³⁾。

要するに、イタリアのポポロはその起源の当初より非合法的な革命的性格を有していたが故に、流血的な闘争を経て初めて成功をおさめたのであって、組織の面からみれば、最高機関には人民首長がおり、ツンフトの代表者をもって構成された市参事会が首長の下ですべての行政事務を遂行したのである。また、ポポロに比べ政治的独立性と権力の強大さの点では劣っていたドイツのツンフトにあってさえ、ギルドの同意なくしては何人も逮捕することは出来ず、あるいはギルドの代表者は常時または主要案件の際にはその都度参事会に出席を求められるといったように、彼らの参与を待たずしては何事も執行できぬといわれる程であった⁽³⁴⁾。

なお、ここでもどうしても触れておかねばならぬ点に、中世北欧の「平民都市」の出現に際してキリスト教の果たした役割があったことである。すなわち、ヴェーバーは古典古代の諸都市にもまた初期の中世南欧における諸都市にも、未だ残存していた貴族ジッペ相互間や都市外に対する宗教的排他性を打破した事件たるアンティオケイアの事件——ペテロがアンティオケイアで割礼を受けていない兄弟達と共同の食事をしたことに対して、パウロがそのガラテア人への手紙のなかで、正当にもその重要性を認めた事件——こそ、典礼的な制約の打破、したがってまた西洋的な「市民身分」の成立のための宗教的前提条件として、その重要性を繰り返し強調するところである⁽³⁵⁾。つまり、このようにキリスト教こそ個人の信仰を基礎とする普遍的宗教であって、それはジッペを

もたない中世北欧にあつては、市民に対する宗教的儀式の平等を貫徹することによって、一つのゲマインデにまで結合させる重要な役割を果たしたばかりか、平和的産業的生産者の組織たる職業団体の形成にもはかり知れぬ影響を与えてきたのである（補註2）。

（補註2）なお、ヨーロッパわけても北ヨーロッパ世界における「キリスト教化」をめぐることは、わが国には相対立する二種の見解がみられる。すなわち、一方では歴史学者豊田武がその著『日本の封建制』において、「ヨーロッパ世界のキリスト教化は一般的にいっておおむね成功であったということが出来る。北欧・アイルランド・ドイツにおいては特にその傾向が強い」⁽³⁶⁾という見方と、他方では民俗学者松村武雄がその著『神話学論考』において、「北欧宗教神話の基督教化」という一章をものし、そこでは異端の神々の抵抗はなかなか強く、このためキリスト教はこれらの神々をあるいは悪魔化し、あるいは滑稽化し、さらにはそのあるものをキリスト教の聖徒に変化させたし、特に北欧十二神の主宰者オーディンに対しては、これを妖術化したり、罪ある王者にしたりするなど、価値の滅殺にその努力が注がれたが、しかし民族的な信仰はそれ程簡単に消え去るわけではなかった、という見方である⁽³⁷⁾。

IV. ヴェーバーの「都市論」と『宗教社会学論集』との間に介在する分析視角の乖離と所論の対立点

すでに第1節でも指摘しておいたように、なぜ社会学者がヴェーバーの都市論を「不当に無視」してきたかという、本小稿の副題に掲げたテーマの考察へと私達の歩みを進めると、その大きな理由に、まず、ヴェーバーの都市論の方は主論文の「都市類型学」もまた副論文の「市民」も共に、第三者の手で公表された遺稿であり、かつ論文としても序論部分も結論部分も欠いた文字通り未定稿であった上に、私も前節（＝第III節）で詳述したように、非西洋都市より識別した西洋都市を、さらに古典古代都市と中世都市、そして中世南欧都市と中世北欧都市との鮮やかな比較論を展開した論考には、確かに注目すべきものの、彼の都市論には畢生の課題であった「近代の西ヨーロッパにおいてのみおこった資本主義とは一体何であろうか」という問いで、重要な関連性を有する西ヨーロッパの近代都市否むしる農村を含めた近代社会については殆ど言及しなかったことが挙げられよう。

と同時に、ヴェーバーのこうした認識の背後には、西洋近代都市は中世都市からの連続的發展として直線的に捉える見方が働いていたことが考えられないだろうか。それというのも、彼の都市論にはさきの主、副二論文のほかにも、例えば『社会経済史論集』（*Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1924）所収の「古代文化没落の社会的諸原因」（*Die sozialen Gründe des Untergangs der antiken Kultur*）や「古代農業事情」（*Agrarverhältnisse im Altertum*）においても、明らかに都市論が散見出来、そのような直線的に捉える見方が垣間見られるからである。

すなわち、前者の「古代文化没落の社会的諸原因」——わが国ではむしろ「古代文化没落論」と訳出している——は、1896年にフライブルク大学の公開講座での講演のた

めに執筆されたものであって、厳密には学術論文とはいえないかもしれない。だがそれだけにかえて、この壮大なテーマに取り組んだ若い頃のヴェーバーの卓抜な構想が大胆に示されているとも考えられよう。つまり、そこでは都市と農村、沿岸と内陸、交換経済と自然経済、自由な労働と不自由な労働等々のさまざまな対極的な概念が複合的に用いられ、全体として古代社会の独自性を抽出するのに役立てられている。そして、とりわけ注目されるのは、中世から近代への発展との巨視的な対比において、古代世界の自己解体のプロセスが浮き彫りにされている点である。しかも、その際ヴェーバーが分析の基軸に据えたものこそ、都市の自由な労働と分業に対する農村所領における不自由な労働と分業との敵対的並存の関係であって、中世から近代への発展が自由な労働と分業の展開によって導かれたのに対して、古代では発展はまったく逆の方向を辿ったのである⁽³⁸⁾。

また、後者の「古代農業事情」は当初『国家科学辞典』(*Handwörterbuch der Staatswissenschaften*) 第二版の項目として執筆されたとはいえ、その後の加筆修正も加わって、『社会経済史論集』の冒頭を飾る論文では、原書で288頁にも長ぶ長文のものであって、実質的には「古代社会経済史」にほかならない。そして、この論文を訳出された渡辺金一と弓削達の「解説」によると、まず、彼らは「ウェーバーは、近代ヨーロッパの資本主義とは何であろうか、という強烈な問題意識をもち、そのような問題意識から発して、古代経済の特質の分析につきすすんだ。そして近代資本主義に一見類似のいくつもの現象を示す古代経済というもの、……それが実は近代経済とへだたることいかに遠いものであり、両者はその立脚する基盤においていかに基本的に相異なるものであるか、の指摘におよんだ。その結果かれは古代を中世-近代とは全く別個の世界として指定した⁽³⁹⁾と解する。つまり、ここでも「中世-近代」との対比において「古代」を捉える視点が鮮明に出ている。次いで、彼らは「ウェーバーがこの部分で基本的な課題としたのは、中世都市および農村が、なぜ近代資本主義の発展がそこに接着し得るような基盤たり得るかという問である。そしてかれはその解決のために、実はそうとはなり得なかった古代都市の特質を、中世とのコントラストにおいてとり上げている⁽⁴⁰⁾」点に眼を向ける。そして、ヴェーバーが「古代農業事情」で展開した古代・中世都市比較論の要旨として、彼らは「古代都市は中世都市のごとく平和的都市ではなくて戦闘的都市」であり、また、古代都市は「商工業活動に従事する人々の集まりである生産都市でなくてレンテン寄生生活者階級が集る消費都市」であった点を指摘する⁽⁴¹⁾。したがって、そこでは既に第Ⅲ節で詳述したヴェーバーの「都市の類型学」での分析視角と未だ萌芽的ではあるとはいえ所論の骨子とが示されている。

要するに、さきの主論文と副論文とに加えて、ここで検討を加えた二つの都市論でも、いわゆる西洋近代都市は中世都市からの連続的発展としてヴェーバーが直線的に捉えた視点を、私達は容易に見出すことが出来るからである。

これに対して、ヴェーバーの『宗教社会学論集』所収の諸論文とりわけ「倫理」論文＝「改訂」論文は、そもそも1904-05年の『社会科学および社会政策年報』に発表された当初より、社会科学の単一論文としては最も科学的論争——いわゆる「資本主義精神起源論論争」といわれる——を呼んだといわれる程学界の注目を浴び、それだけに彼自身も自説の擁護と論点の明確化のために反批判の筆を執ったばかりか、さらに晩年の大著『宗教社会学論集』収録に際しても自ら大幅な加筆の労をとり、いわば委曲をつくして論旨の明晰化に努めたといわば自信作である。このことは例えば彼の妻であったマリアンネ・ヴェーバーが書いた『マックス・ヴェーバー——その伝記——』（*Max Weber: Ein Lebensbild*, 1926）のなかで、夫のマックス・ヴェーバーが1905年4月2日付で同僚ハインリヒ・リッケルト宛に送った手紙のなかの次のような文面からも伺えよう。すなわち、「私はもとよりはげしい苦悩の下で労作に従事しています。しかし毎日二、三時間ずつ仕事をしているに過ぎません。この六月か七月には、恐らくあなたが興味を持たれるに相違ない文化史的論文をご覧願えるかと思えます。それは近代職業文化の基礎としてのプロテスタンティズムの禁欲つまり近代経済の精神構造の様式を取扱ったものであります」⁽⁴²⁾と。

ところで、社会学者山之内靖をして、かつて「ウェーバーの都市論の主要テーマが、彼の他の重要な研究領域をなしている宗教社会学や社会経済史（なかんずく近代資本主義発達史）のテーマといかなる関連を有しているかについて不明瞭な部分を生み出していると同時に、あえていえば、一定の混乱をも生み出している」⁽⁴³⁾といわしめているように、私は特に「倫理」論文＝「改訂」論文との間に「一定の混乱」を生み出している箇所を探ることから始めてみたい。

さて、ヴェーバーの「倫理」論文（「原」論文であれ「改訂」論文であれ）は、中世から近代への「なだらかな連続的發展」で近代資本主義と中世都市との関連を把握するような彼のいわゆる都市論での見解を否定し、両者の間に鋭い対立的断絶をみる見解を採用している点こそ、ここでの最重要な検討課題であるように少なくとも私には考えられる。それというのも、当のヴェーバー自身「倫理」論文では文字通り近代の夜明けに生じた宗教改革にもつばらスポットをあて、近代文化のもつ一定の特徴的な内容のうち、どれだけを歴史的要因としての「宗教改革」（Reformation）の影響に帰せられるべきかということだけを、まさに問題にしているからである⁽⁴⁴⁾。しかも、こうした問題意識は決してヴェーバー一人ではなく、例えば、イギリスの経済史家リチャード・H. トーニーも名著『宗教と資本主義の興隆』（*Religion and the Rise of Capitalism*, 1926）のなかで、「16世紀にも富は非常ないきおいで増大し、貿易はおどろくほど発展し、金融力はいまだかつてないほどに集中された。はげしい社会的動乱のなかで新しい階級がおこり、旧い階級が落ち目になった。また、これに劣らぬはげしい闘争をくぐって、新しい文化と新しい思想体系が勝利を占めたのであった」と主張すると共に、新しい階級

を出現させたカルヴァン主義を高く評価した見解にも、当然にそうした意識が働いていたと思われるからである⁽⁴⁵⁾。

では、ヴェーバーは『倫理』論文では中世と近代との間に介在する断絶を具体的にどのような主張で捉えているであろうか。

まず、彼はこの論文の文字通り末尾の箇所では、二種の資本主義つまり一方には「国家的特権のうえにたつ商人・問屋・植民地的資本主義」があり、他方には「市民的な中・小資本主義」があって、「この二種の資本主義的行動の対立は、宗教上の対立ときわめて広い範囲にわたって手をつないでいた」と解するのである⁽⁴⁶⁾。つまり、このことは次のことを意味する。すなわち、前者の資本主義には「イギリス国教会派、ことにロート (William Lord) の思想に現われているような、国庫的＝独占業者的方向をもつ『有機体的』社会体制、すなわち、そうしたいわばキリスト教社会党的な下部構造を土台とする国家および教会と『独占業者』の同盟」が適合的に結びついていた。これに対して、後者の資本主義には市民的な経済的エートスを育むピュリタニズムが適合的に結びつき、「自己の能力と創意にもとづく合理的かつ合法的な営利への個人主義的起動力」を発揮することとなった。しかも、こうした対立の結果としてイギリスでは、「国家的特権の上に立つ独占産業がまもなくすべて消滅してしまう」のに反して、「ピュリタニズムの創造した心理的起動力は、政府の権力にたよらない、部分的にはむしろそれに抵抗して生まれつつあった産業の建設に決定的な助力をあたえることになった」とヴェーバー自身語るところとなった⁽⁴⁷⁾。

次いで、ヴェーバーは「倫理」論文の脚注の箇所ではあるが、特に「市民的産業労働の合理的な資本主義的組織は、中世から近世への発展によってはじめて生じたものなのだ」⁽⁴⁸⁾と強調した上で、この近代資本主義の精神的支柱たる「資本主義の精神」の担い手を「産業的中産者層」に求めると共に、「この精神的態度の典型的代表者は祖先伝来の商業財産をもつリヴァプールやハンブルクの上流紳士ではなく、零細な境遇から身を起すことの多いマンチェスターやライン＝ヴェストファーレン地方の成り上がり者だった」⁽⁴⁹⁾と本文の別の箇所で語っている文脈に、私はここでは着目してみたい。それというのも、古典派経済学の始祖アダム・スミスが主著『諸国民の富』(原題は *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 vols., 1776) において、このマンチェスターこそ、旧き中世都市に代表される「遠方販売向」の製造業に属するというよりは、むしろ、この系列と対立しつつ農村工業のなかから形成されてきたところの「農業の子孫」たる製造業であったと指摘するように⁽⁵⁰⁾、イギリス産業革命期にはこの地(マンチェスター)は代表的な綿工業の立地となったまさに新興都市であったからである。

そして、上述の指摘とも関連して、ヴェーバーはさらに「ピュリタンたちは農業をとくに重要な、信仰にとってもとりわけ有益な営利部門として重要視しはしたが、それ

は地主でなくヨウマン（独立自営農民）と借地農民のばあいについてそうなのであり、また、……ユンカーのような農場主貴族ではなくて、『合理的』な農業経営者のばあいについてそうなのだった⁽⁵¹⁾とも主張するところをみると、近代的資本家階級の起源に関して、明らかに独立自営農民や借地農民などの「合理的な経営者」に求めていることは最早明明白白である。しかも、こうした見解はわが国のヴェーバー研究の第一人者でもあった大塚久雄によっても強く支持されている。それは大塚自身一方で「資本主義の発達・総説」という論文で、「資本主義の発達が自主的で順調であるばあい、その歴史的起点を形づくるものが、つねに、旧来の商業（商業資本）の支配をつきくずしつつ自己の深部の力に拠って盛り上がってくる農村工業とその担い手たる中産的生産者層である⁽⁵²⁾」と記述するとともに、他方でヴェーバーの都市論については彼自身まったく不問に付すからである。

V. おわりに——残された課題——

私は本小稿では、なぜ社会学者がヴェーバーの都市論を不当に無視してきたかに焦点を絞ったために、逆に歴史学者が彼の都市論を高く評価する側面についての検討は残念ながら疎かになってしまった。そこで、この点については他日改めて考察しなければならないが、その際ヴェーバーの都市論を同じ土俵で研究した歴史学者の他の研究業績とも関連させつつ究明する必要も当然に求められよう。そこで、例えばわが国の歴史学者羽仁五郎がかつてその著『都市』や『ミケルアンジェロ』で試みたように⁽⁵³⁾、ドイツの生んだ最大の都市法制史家ゲオルグ・L. v. マウラーが4巻3,000頁に及ぶ大著『ドイツ都市制度史』（*Geschichte der Städteverfassung in Deutschland*, 4Bde., 1869-71）のなかでの諸知見、一例としての封建的支配との闘争なくしては都市の繁栄と自立とは得られなかったし、また、この封建的支配に対する都市の不屈の闘争によってのみ、近代の産業の新しい時代がひらかれたと主張する見解や、イタリアのポポロについて羽仁自身言及する箇所との関連でヴェーバーの所論を検討することが差し当たり求められよう。また、ドイツのハンス・プラーニックの『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——』も、訳者の鯖田豊之が「成立期中世都市研究には不可欠の古典的文献だと断言する⁽⁵⁴⁾」ので、ヴェーバーの特に中世都市論との関連で取り上げる必要がある。

ところで、文字通り最後になったが、ヴェーバー都市論を執筆する間、絶えず私の脳裏を去来したことに次のことがある。それは生前名古屋は名城大学教授であった守田志郎がその著『日本の村』のなかで、村落共同体を研究テーマとするも、そこには工業化の進む現代社会否むしる現代都市に向けて文字通り楔を打ち込むような言葉が吐露されていることである。すなわち、最終章（＝第十章）での「巨大化しつつあるものとかかわりにおいて自分を大きく思いこんでいる都市人間は、巨大化のなかで自分が小さく

軽くなっていくことに気づかないのである。……そういう不幸な錯覚の累積が都市であり、工業的な世界である。あるいは、そういう錯覚が上手に利用されているのが都市であり、工業的な世界だ、と言ってよいのかもしれない⁽⁵⁵⁾と。しかも、そうした不幸な錯覚に逸早く気付いているのがわが国の若者達であるとするならば、それを私は何よりも恐れる。何となれば、わが国の若者達のなかには、現に400万人を超える「フリーター」と85万人を超える「ニート」とが存在し、すでに社会問題と化しているからである。

註

- (1) 栗原淑江・野村一夫編『マックス・ウェーバー宗教社会学関係文献目録』文化書房博文社、1989年、1-197頁を参照されたい。
- (2) Reinhart Bendix, *Max Weber: An Intellectual Portrait*, 1960; 2nd. ed., 1962, p. 72. (折原浩訳『マックス・ウェーバー——その学問の全体像——』中央公論社、1966年、477頁。)
- (3) 家坂和之「マックス・ウェーバーの『都市』——その再評価をめぐる問題」『社会学研究』第21号、東北社会学会、昭和37年、42-45頁。
- (4) 増田四郎「中世経済史家としてのマックス・ウェーバー——『都市研究を中心に』——」『マックス・ウェーバー研究 社会科学研究(1)』鎌倉文庫、昭和23年、185頁。なお、増田には単著『都市』(筑摩書房、昭和43年)もあるが、この著作を読んでもみると、「都市の類型学」という「ウェーバーの研究は、どちらかといえば歴史の発展の結果の側から見た社会学的な考察であって、どうしてそのような結果がもたらされたのかということ、つまり歴史の時代を追ってその理由を叙述したものではない。それゆえわれわれとしては、ウェーバーの着眼なり識見なりを大いに参考にしながら、そのようなウェーバーのいう結果が歴史的に見てどういう理由から生み出されたのかということを考えてみる必要がある」(29-30頁)といわれるように、そこではウェーバー都市研究の補完の作業が試みられているので、是非とも一読を願いたい。
- (5) 堀米庸三「歴史家としてのマックス・ウェーバー——西洋と東洋——」『マックス・ウェーバー研究 社会科学研究(1)』鎌倉文庫、昭和23年、255頁。
- (6) 鯖田豊之『ヨーロッパ封建都市——中世自由都市の成立と発展——』講談社、1994年、10-11頁。
- (7) 田中豊治『ウェーバー都市論の射程』岩波書店、1986年、1-265頁。
- (8) Max Weber, *Typologie der Städte, Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie*, Bd. II, 1922; 5. Aufl., 1976, S. 788. (世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、昭和39年、258頁。)
- (9) Karl A. Wittfogel, *Geschichte der bürgerlichen Gesellschaft*, 1924. (新島繁訳『市民社会史』叢文閣、昭和11年、164-165頁。)
- (10) Weber, *Typologie der Städte*, S. 727. (世良訳『都市の類型学』3-4頁。)
- (11) *A.a.O.*, S. 727-728. (同訳書、4-6頁。)
- (12) *A.a.O.*, S. 728-732. (同訳書、10-15頁。)
- (13) *A.a.O.*, S. 732-736. (同訳書、24-41頁。)
- (14) *A.a.O.*, S. 736. (同訳書、42頁。)

- (15) *A.a.O.*, S. 756. (同訳書, 140頁。) なお, ヴェーバーが試みた都市の概念規定については, 倉辻平治「マックス・ウェーバーの都市論」『大阪経大論集』第1号, 大阪経済大学, 昭和25年, 78-82頁や, 三浦賜郎「マックス・ウェーバーの都市論について」『社会問題研究』第3巻第3号, 大阪社会事業短大, 昭和29年, 33-36頁などを参照されたい。
- (16) 増田四郎「マックス・ウェーバーの都市研究」『マックス・ヴェーバーの思想像』(安藤英治ほか編) 新泉社, 1969年, 365-366頁。
- (17) Weber, *Typologie der Städte*, S. 747. (世良訳『都市の類型学』96頁。)
- (18) *A.a.O.*, S. 746. (同訳書, 91頁。)
- (19) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 1923, S. 275-276. (黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』下巻, 岩波書店, 昭和30年, 181-185頁。)
- (20) Weber, *Typologie der Städte*, S. 805. (世良訳『都市の類型学』319頁。)
- (21) *A.a.O.*, S. 805. (同訳書, 318-319頁。)
- (22) *A.a.O.*, S. 805. (同訳書, 319頁。)
- (23) *A.a.O.*, S. 803-804. (同訳書, 312-315頁。)
- (24) Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, S. 285. (黒正・青山訳『一般社会経済史要論』下巻, 206-207頁。)
- (25) Weber, *Typologie der Städte*, S. 796-797. (世良訳『都市の類型学』288-289頁。)
- (26) *A.a.O.*, S. 772. (同訳書, 209頁。)
- (27) *A.a.O.*, S. 774. (同訳書, 207頁。)
- (28) *A.a.O.*, S. 804. (同訳書, 313-314頁。)
- (29) Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, S. 285-286. (黒正・青山訳『一般社会経済史要論』下巻, 207-208頁。)
- (30) 野崎直治『ヨーロッパ中世史』有斐閣, 1992年, 194頁参照。
- (31) Weber, *Typologie der Städte*, S. 775-776. (世良訳『都市の類型学』211頁。)
- (32) *A.a.O.*, S. 776. (同訳書, 213頁。)
- (33) *A.a.O.*, S. 778. (同訳書, 218頁。)
- (34) *A.a.O.*, S. 776. (同訳書, 212頁。)
- (35) *A.a.O.*, S. 745. (同訳書, 85-88頁。) なお, ヴェーバーの都市類型論に関しても, 古くは阿部勇「マックス・ウェーバーの中世都市論——社会学的研究——」『経済学論集』第5巻第2号, 東京大学, 大正15年, 191-223頁をはじめ, さきにも挙げた倉辻「マックス・ウェーバーの都市論」82-94頁や三浦「マックス・ウェーバーの都市論について」37-51頁, さらに新陸人『ヨーロッパ都市の原像』(木鐸社, 1975年)にもウェーバーのそれが第II部第2章と第3章や第III部第4章等に散見出来るので是非とも参照願いたい。
- (36) 豊田武『日本の封建制』(『豊田武著作集』第8巻) 吉川弘文館, 昭和58年, 162頁。
- (37) 松村武雄『神話学論考』(『神話学名著選集』6) ゆまに書房, 2003年, 399-462頁。
- (38) マックス・ウェーバー, 堀米庸三訳「古代文化没落論」『ウェーバーの思想』(『世界思想教養全書』18) 河出書房新社, 昭和37年, 17-46頁, 413-415頁。
- (39) マックス・ヴェーバー, 渡辺金一・弓削達訳『古代社会経済史——古代農業事情——』東洋経済新報社, 昭和34年における訳者達による「解説」530-531頁。
- (40) 同, 537頁。
- (41) 同, 538頁。
- (42) Marianne Weber, *Max Weber: Ein Lebensbild*, 1926, S. 359.
- (43) 山之内靖「ウェーバー都市論の方法的視座」『市民社会の経済構造』(高橋幸八郎ほか

- 編) 有斐閣, 昭和47年, 88頁。
- (44) Max Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I*, 1920; 8. Aufl., 1986, S. 83. (大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店, 1989年, 135頁。)
- (45) Richard H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism: A Historical Study*, 1926; 1987, p. 79. (出口勇蔵・越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆——歴史的研究——』上巻, 岩波書店, 1959年, 123頁。)
- (46) Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, S. 201–202. (大塚訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』359–363頁。)
- (47) *A.a.O.*, S. 201. (同訳書, 361–362頁。)
- (48) *A.a.O.*, S. 50. (同訳書, 73頁。)
- (49) *A.a.O.* (同上。)
- (50) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776. (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』〈二〉岩波書店, 1960年, 468–473頁。)
- (51) Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, S. 194. (大塚訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』346頁。)
- (52) 大塚久雄「資本主義の発達・総説」『大塚久雄著作集』第4巻, 岩波書店, 1969年, 211頁。
- (53) 羽仁五郎『都市』岩波書店, 昭和24年, 64–181頁。同『ミケルアンジェロ』岩波書店, 昭和14年, 63–93頁。
- (54) ハンス・プラーニック著, 鯖田豊之訳『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——』(改訳版) 未来社, 1995年における訳者「解説」214頁。
- (55) 守田志郎『日本の村』朝日新聞社, 1978年, 234頁。